

広島県告示第五百二十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定によつて、平成十九年広島県告示第三百三十二号（港湾法の規定による臨港地区内における分区の指定）で指定した因島瀬戸田市計画土生港臨港地区内における分区の一部を次のように変更する。

なお、関係図書を広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所管理課において縦覧に供する。

平成二十九年十月五日

土生港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 変更前

分区の種類	区	面 （ヘクタール） 積
漁港区	尾道市因島土生町字津部附の一部	〇・四

二 変更後

分区の種類	区	面 （ヘクタール） 積
漁港区	尾道市因島土生町字津部附の一部	〇・五一